

政務活動報告書

芦塚 典子

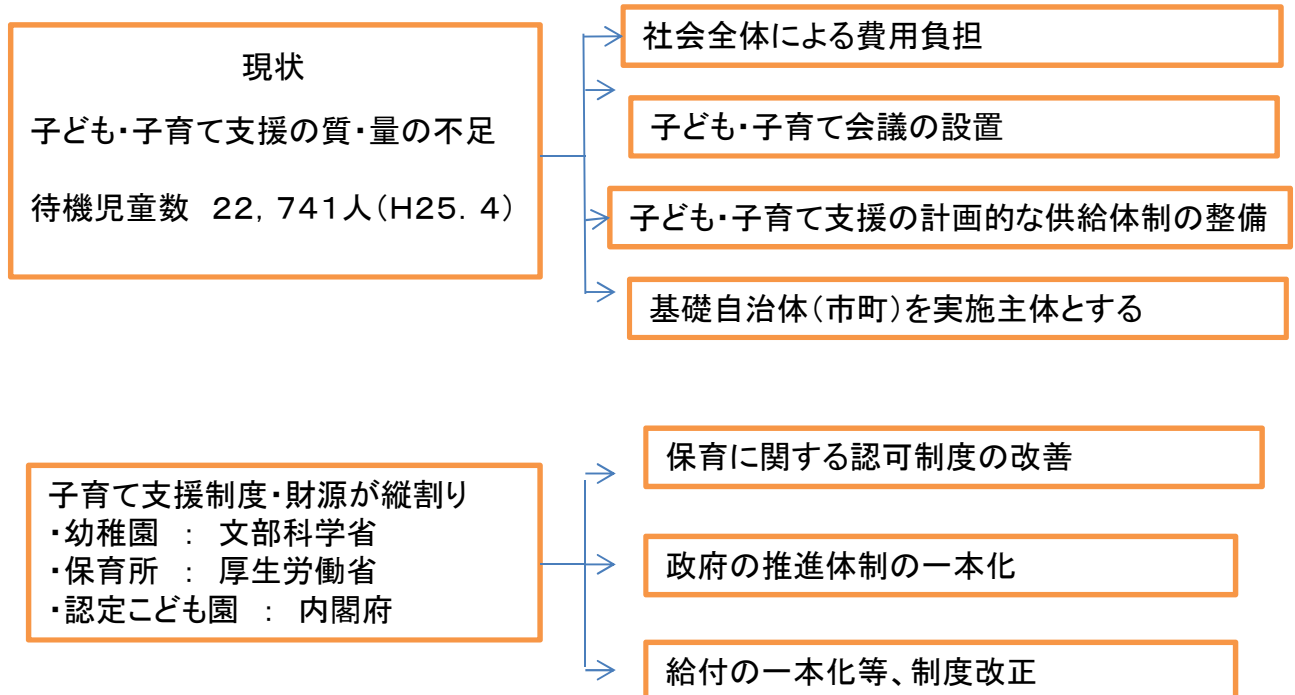
日時 平成26年10月28日(火)
場所 アバンセ4F研修室
時間 13:30～16:30
内容 平成27年度よりスタート「子ども・子育て支援新制度」
佐賀県の方針を知る
講師 県こども未来課係長 内田 学
内容 家庭教育支援の流れ 過去・現在・未来
講師 県まなび課主査 向井文子

子ども・子育て支援制度

○ 新制度で取り組まれること(国のパンフレットより)

1. 幼稚園と保育所の良いところを一つにした「認定こども園」の普及を図る。
2. 保育の場を増やし、待機児童を減らして子育てしやすい、働きやすい社会にする。
3. 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を高める。
4. 子どもが減ってきている地域の子育ても支援する。

○ 子ども・子育て支援新制度の概要



○ 新制度で取り組まれること(主なもの)

量の拡大

- ◆ 市町が今後5年間の幼児教育や保育にたいするニーズを推計
- ◆ そのニーズに見合う供給体制を、計画的に確保するための計画を策定



市町は、計画的に必要な保育所などを整備することが求められる

質の向上

- ◆ 職員の処遇改善
- ◆ 職員配置基準の改善(まず3歳児について実施)
- ◆ 研修の充実
- ◆ 一時預かり事業や病児・病後児保育などの事業の充実

認定こども園の普及

- ◆ 幼保連携型認定こども園制度の改善

○ 佐賀県の状況

- ◆ 就学前児童数は年々減少している
(H16 50,685人 ⇒ H26 45,329人)
- ◆ 保育所入所児童数は年々増加
(H16 18,579人 ⇒ H26 20,708人)



- ◆ 保育所定員を増加させるなどの対応
(H16 18,885人 ⇒ H26 21,247人)
- ◆ 待機児童が若干発生
(H26. 4. 1 50人)

○ 施設(幼稚園・保育園)にかかる変更点

幼稚園

〈現行制度〉
入園対象 3歳以上
入園手続 園と直接契約
保育料 園が決定



入園対象 保育の必要のない3歳児以上の児童
入園手続 保育の必要のないことの認定(市町)
園との直接契約
保育料 所得に応じて市町が決定



(現行のまま残ることも可能)

保育所	《現行制度》		《新制度》	
入園対象	保育に欠ける子		入園対象	保育が必要な子ども
入園手続	保育に欠けること の認定(市町) 市町との契約	⇒	入園手続	保育が必要であることの認定 (市町) 市町との契約
保育料	所得に応じて市町 が決定		保育料	所得に応じて市町が決定
認定外 保育施設	《現行制度》			現行制度のまま残る
	入園対象 特になし	⇒		
	入園手続 園との直接契約			
	保育料 園が決定			

○ 幼保連携型認定こども園制度の改善(県内18園)

(認定こども園とは)

「幼稚教育機能」と「保育機能」を併せ持ち、地域の子育て支援に取り組む園

幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園
幼稚園 + 保育所 18園	幼稚園 + 認可外保育施設 19園
保育所型認定こども園	
保育所 + 幼児教育機能 1園	

○ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

対象事業の範囲

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 一時預かり事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業等
6. ファミリーサポート・センター事業
7. 子育て短期支援事業
8. 延長保育事業
9. 病児保育事業
10. 放課後児童クラブ
11. 妊婦健診
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○ 利用者支援事業

《背景》

子ども・子育て支援については、多様な制度があることから、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、确实かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要。

《事業内容》

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う

○ 放課後児童クラブの充実

- ① 対象児童の拡大
- ② 運営基準等の制定(市町が条例で基準を定める)